

永年にわたって培った技術とノウハウでよりきめ細かに、より確実に。だから、ホーチキのメンテナンスは万全です。ご用命は創業1918年のホーチキへ。「人命と財産を守り社会に貢献する」それが私達の理念です。

総合防災メーカー・ホーチキだからできるサービス体制

消防用設備等は法定点検が義務付けられています。



安心が大切!だからホーチキのメンテナンス

ホーチキは、研究開発・製造・施工・メンテナンス・整備・リニューアルまで、一貫した体制で安全と安心の防災システムをトータルサポートします。



お客様に合わせた最適なリニューアルのご提案

「新しい機能・設備を付加したい」「防災センターの省スペース化を図りたい」「機能・性能を維持したい」などのお客様の声に、防災、セキュリティ、情報通信など、最適なリニューアルをご提案いたします。



「プロの目」と「確かな技術」で対応

ますます高度化する防災システム。ホーチキは、防災システムを知り尽くした経験豊富な技術者・有資格者がプロの目と技術力で対応します。



適正な維持管理のために予防保全が必要

寿命部品の定期交換提案・修繕計画の立案・メーカーだからできる劣化診断など、お客様の大切な財産を維持管理します。



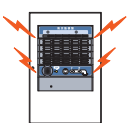
24時間、365日サポート

メンテナンス契約をいただいたお客様へは、顧客データベース化により、スピーディーに対応し、営業時間外の夜間・休日でも「24(ツーホー)センター」により、24時間、有人のサービス体制でお応えします。



各種設備に関する整備工事に対応

点検不良箇所の整備・修理や増設築に伴う整備工事など、製造・施工ができるメーカーだから、あらゆる相談に対応できます。



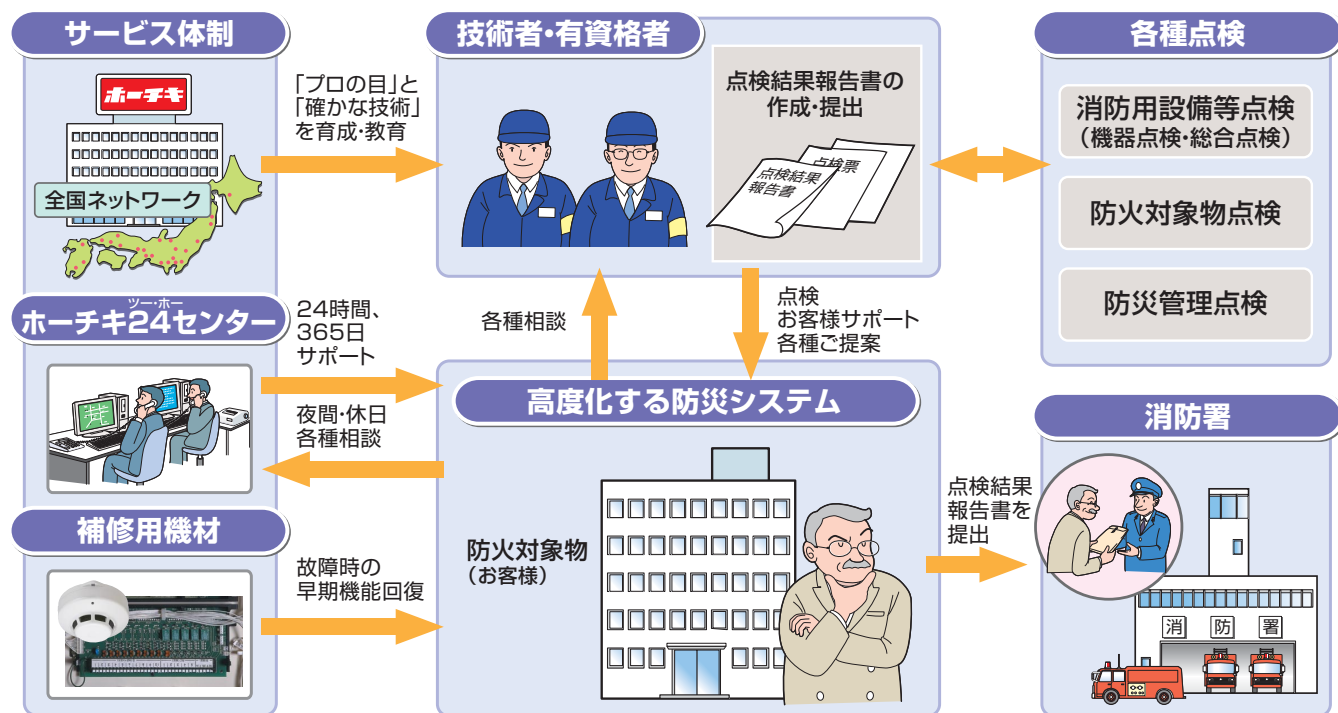
メーカーだからできる、故障時の早期機能回復

防災設備は常時監視しています。万一の故障時には、補修用機材の在庫により、早期に機能回復ができる体制を確立しています。



お客様をサポート

消防法の改正情報などのご案内や技術的な問い合わせなど、お客様の立場に立ったきめ細かいサービスを実施します。また、ユーザー・防火管理者に対する教育などもご相談ください。

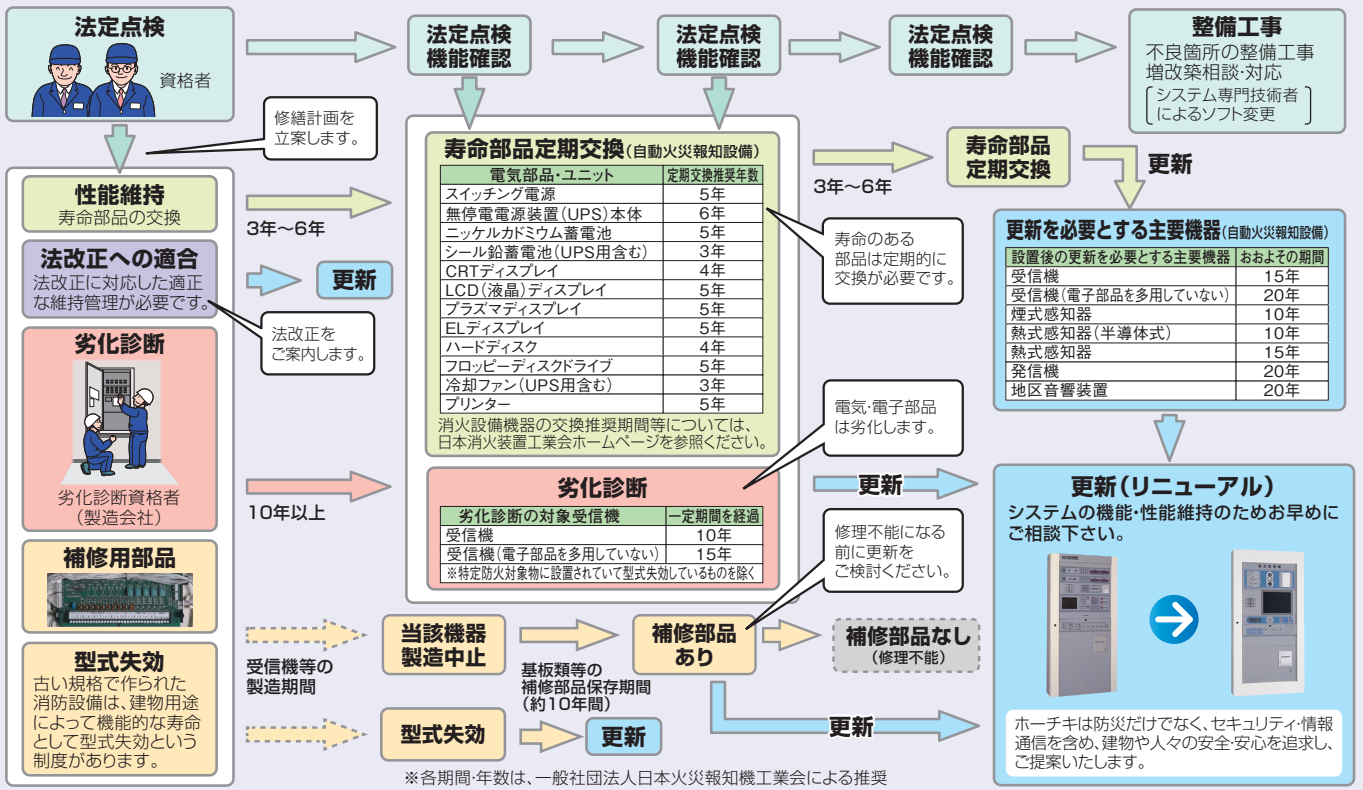


関連法令 抜粋

消防法第17条:消防用設備等の設置・維持
消防法第17条の3の3:消防用設備等の点検及び報告の義務と点検者の資格
消防法施行規則第31条の6:消防用設備等の点検及び報告の期間

消防法第8条の2の2:防火対象物点検の報告
消防法第36条:防災管理点検の報告
消防庁告示第9号(平成16年5月31日):消防用設備等の点検種別及び点検の期間と報告書の様式
(※消防法には、点検報告義務違反など罰則が定められています。)

適正な維持管理のために！ ホーチキだからできるサービス体制



点検する設備の種類

消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法・期間		消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法・期間			
	総合点検	機器点検		総合点検	機器点検		
消火設備	消火器具	—	避難器具	1年	6ヵ月		
	屋内消火栓設備	1年	誘導灯及び誘導標識	—	6ヵ月		
	スプリンクラー設備		消防用水	—	6ヵ月		
	水噴霧消火設備		排煙設備	1年	6ヵ月		
	泡消火設備		連結散水設備		6ヵ月		
	不活性ガス消火設備		連結送水管(共同住宅用連結送水管)	—	6ヵ月		
	ハロゲン化物消火設備		非常コンセント設備(共同住宅用非常コンセント設備)	—	6ヵ月		
	粉末消火設備		無線通信補助設備	1年	6ヵ月		
	屋外消火栓設備		加圧防排煙設備		6ヵ月		
	動力消防ポンプ設備		非常電源(非常電源専用受電設備)	1年	6ヵ月		
	パッケージ型消火設備		非常電源(自家発電設備)		6ヵ月		
	パッケージ型自動消火設備		非常電源(蓄電池設備)				
共同住宅用スプリンクラー設備	非常電源(燃料電池設備)						
特定駐車場用泡消火設備	配線	1年	—				
警報設備	自動火災報知設備	1年	フード等用簡易自動消火装置 ※1	1年	6ヵ月		
	ガス漏れ火災警報設備		防火防排煙設備 ※2	1年	6ヵ月		
	漏電火災警報器		防火対象物点検 ※3	—	—		
	消防機関へ通報する火災報知設備		防災管理点検 ※4	1年	6ヵ月		
	非常警報器具及び設備		超高感度煙検知システム ※5				
	総合操作盤		1年	点検結果報告			
	共同住宅用自動火災報知設備			防火対象物		報告期間	
	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備			特定防火対象物(劇場・飲食店・百貨店・ホテル・病院・地下街など)		1年に1回	
	特定小規模施設用自動火災報知設備			非特定防火対象物(共同住宅・学校・工場・駐車場・倉庫・事務所など)		3年に1回	
	加圧防排煙設備						
複合型居住施設用自動火災報知設備							
備考	機器点検(6ヵ月に1回)	消防用設備等の機器の適正な設置、損傷等の有無、その他主として外観から判断できる事項および機器の機能について外観からまたは簡易な操作により判別できる事項を消防設備等の種類に応じ、告示で定める基準に従って確認することです。					
	総合点検(1年に1回)	消防用設備等の全部若しくは一部を動作させ、または当該消防設備等を使用することにより、当該消防設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類に応じ、告示で定める基準に従って確認することです。(総合点検時に機器点検も行います)					
	※1	各自治体の運用基準による。(上記は東京都の場合)					
	※2	建築基準法による設備ですが、一般的に自動火災報知設備に準じています。					
	※3	一定の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられました。(1年に1回、所轄消防署へ報告)					
※4	防火管理対象物の全ての管理権原者は、一定の資格を有する者の中から防火管理者を定め、消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施、その他防火管理上必要な業務を行わせることが義務づけられました。(1年に1回、所轄消防署へ報告)						
※5	法定点検ではありませんが、設備の機能や性能を維持するため、メンテナンスは1年に2回行うのを基本としています。						

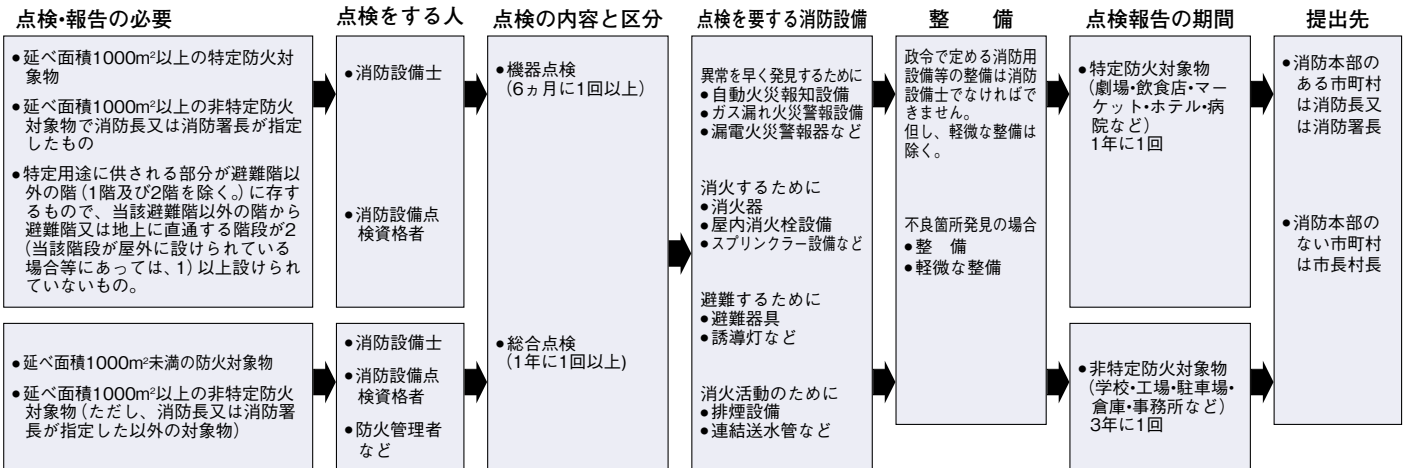
消防用設備等の点検・報告

[消防法第17条]

消防用設備等の点検・報告は、防火対象物関係者の義務です。

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備等を設置することが義務づけられている防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、その設置された消防設備を定期的に点検(通常は資格を持った者が行う)、その結果を消防長または消防署長に報告する義務があります。

適正な維持管理のために・・・消防設備等の点検報告までのながれ



※上記以外に消防長又は消防署長が指定したものについては、点検・報告の必要がある場合もあります。

■消防用設備等の種類と点検の期間

消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備、共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6ヵ月に1回以上
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源(配線の部分を除く)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備並びに複合型居住施設用自動火災報知設備	機器点検	6ヵ月に1回以上
	総合点検	1年に1回以上
配線	総合点検	1年に1回以上

注記

- ① 連結散水設備の点検内容および方法は機器点検のみである。
- ② 特殊消防用設備の点検方法、点検期間などについては、設備等設置維持計画による。
- ③ 点検の結果は維持台帳に記録しなければならない。

■消防用設備等の点検を必要とする建物等の区分と点検結果の期間

□ 特定防火対象物(報告時期1年に1回) □ 非特定防火対象物(報告時期3年に1回)

防火対象物		点検結果報告の期間	
(一)	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場	1年に1回	
	ロ 公会堂、集会場		
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ		
	ロ 遊戯場、ダンスホール		
(三)	イ 待合、料理店		
	ロ 飲食店		
(四)	イ 百貨店、マーケット、その他店舗または展示場		
	ロ 旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの		
(五)	イ 寄宿舍、下宿、共同住宅		3年に1回
	ロ 病院、診療所、助産所		
(六)	イ 福祉施設等(入居伴う)		1年に1回
	ロ 福祉施設等(デューサービス等)		
(七)	イ 幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校		3年に1回
	ロ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校		
(八)	イ 図書館、博物館、美術館		3年に1回
	ロ 蒸気浴場、熱気浴場		
(九)	イ イに掲げる以外の一般公衆浴場		3年に1回
	ロ 車両の停車場、船舶または航空機の発着場		
(十)	イ 神社、寺院、教会		3年に1回
	ロ 工場、作業場		
(十一)	イ 映画スタジオ、テレビスタジオ	3年に1回	
	ロ 自動車庫、駐車場		
(十二)	イ 飛行機または回転翼航空機の格納庫	3年に1回	
	ロ 倉庫		
(十三)	イ 前各項に該当しない事業場	1年に1回	
	ロ 特定防火対象物の用途が存する複合用途防火対象物		
(十四)	イ イに掲げるもの以外の複合用途防火対象物	3年に1回	
	ロ 地下街		
(十五)	イ 準地下街	1年に1回	
	ロ 重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物		
(十六)	イ 延長50メートル以上のアーケード	3年に1回	
	ロ 市町村長の指定する山林		
(十七)	イ 総務省令で定める舟車	3年に1回	
	ロ 総務省令で定める舟車		

点検の内容と期間と方法

〔昭和50年4月1日消防庁告示 第3号〕

- 機器点検とは・・・
- ① 消防用設備等の機器の適正な設置、損傷等の有無その他主として外観から判断できる事項を消防用設備等の種類等に応じ、告示で定める基準に従い確認すること。
 - ② 消防用設備等の機器の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防設備の種類等に応じ別に告示で定める基準に従い確認すること。
 - ③ 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る）または動力消防ポンプの正常な動作を消防設備等の種類等に応じ、告示で定める基準に従い確認すること。
- 6ヵ月に1回以上
- 総合点検とは・・・
- 消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防設備等を使用することにより、当該消防設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ別に告示で定める基準に従い確認すること。
- 1年に1回以上

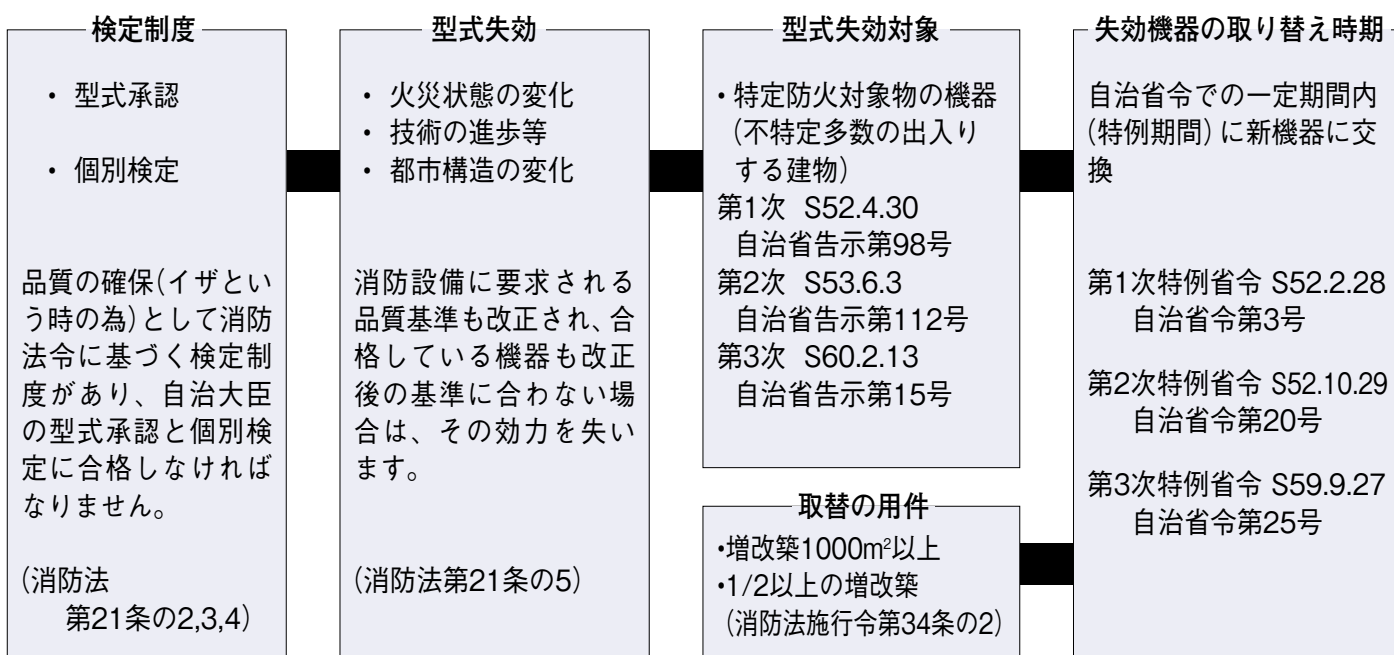
『型式失効』

〔消防法 第21条の5〕

防災設備機器は、技術上の規格が定められておりますが、建物の多様化・複雑化、技術の進歩に伴い都度規格改正が行われてきています。

従来規格で設置された設備機器が、新規格に適合しないことがあり、型式承認の効力を失わせることを「型式失効」といい、設備機器を取り替える必要があります。

■ 型式失効の概要



メンテナンス/防火対象物定期点検報告制度について

平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災等を受け、消防法が大幅に改正されました。

主な改正点

1. 消防法令違反の是正の徹底を図るため、立入検査及び措置命令に係る規定が整備されました。
2. 防火管理の徹底を図るため、防火対象物定期点検報告制度が新設されました。
3. 避難に必要な施設等の管理が義務付けられました。
4. 罰則が強化されました。

防火対象物定期点検報告（平成15年10月開始）

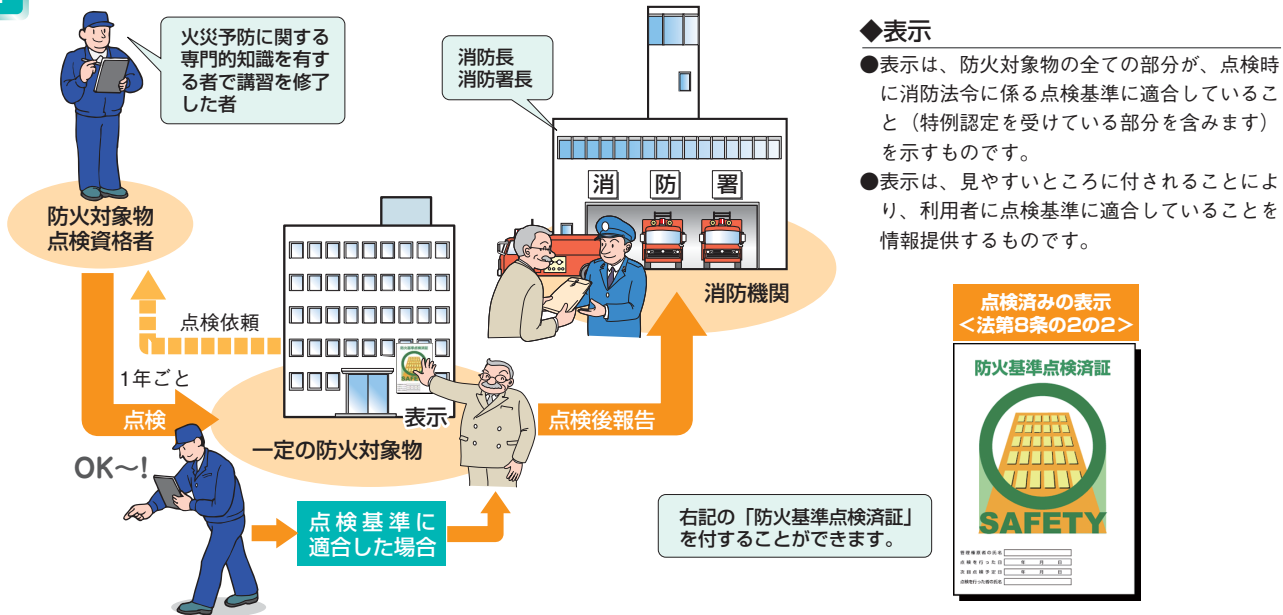
- ◆一定の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告することが新たに義務づけられました。
- ◆点検を行った防火対象物が基準に適合している場合は、点検済みの表示を付することができます。
- ◆この制度と消防用設備等点検報告制度は異なる制度であり、この制度の対象となる防火対象物では両方の点検及び報告が必要となる場合があります。

特例認定（申請は平成15年1月開始、認定の効力は平成15年10月から）

- ◆消防機関に申請してその検査を受け、一定期間継続して消防法令を遵守していると認められた場合、その旨の表示を付することができるとともに、点検報告の義務が3年間免除されます。

防火対象物定期点検報告

1 点検報告の流れ



2 資格者による点検

◆点検は、防火対象物の火災の予防に関し専門的な知識を有する防火対象物点検資格者に行わせなければなりません。

- 防火対象物点検資格者は、総務大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習を終了し、免状の交付を受けた者のことです。
- 防火管理者として3年以上の実務経験を有する者などがこの講習を受講することができます。

点検項目

点検資格者は、消防法令に定められている次のような項目を点検します。（次に示す点検項目はその一部です。）

- 防火管理者を選任しているか。
- 消火・通報・避難訓練を実施しているか。
- 避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか。
- 防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていないか。
- カーテン等の防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が付けられているか。
- 消防法令の基準による消防用設備等が設置されているか。



3 点検報告を必要とする防火対象物

◆表1の用途に使われている部分のある防火対象物では、表2の条件に応じて防火対象物全体で点検報告が義務となります。

表1

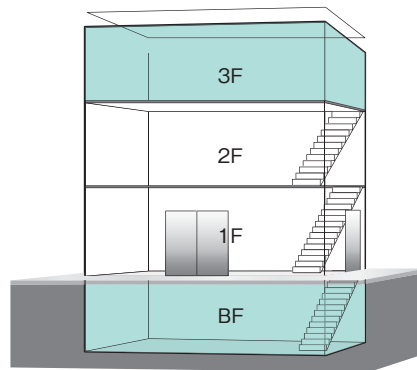
防火対象物の別 (令別表一)	用 途
(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊戯場又はダンスホール
	ハ 性風俗営業店舗等
	ニ カラオケボックス等
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ 病院、診療所、助産所
	ロ 福祉施設等（入居伴う）
	ハ 福祉施設等（デーサービス等）
	ニ 幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が令別表一(一)～(六)、(九)に該当する用途に供されているもの
(十六の二)	地下街



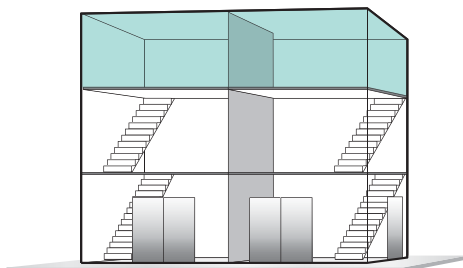
表2

防火対象物 全体の収容人員	30人未満	30人以上300人未満	300人以上
点検報告義務 の有無	点検報告 の義務は ありません。	次の1及び2の条件に該当する場合は点検報告が義務となります。 1. 特定用途（令別表一(一)～(六)、(九)に該当する用途のこと） 3階以上の階又は地階に存するもの 2. 階段が1つのもの（屋外に設けられた階段等であれば免除）	全ての点検報告の 義務があります。

点検報告が必要な 防火対象物のイメージ



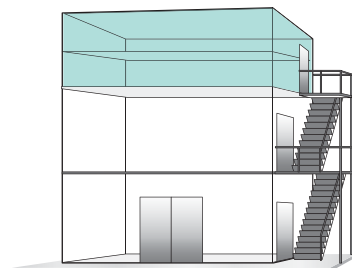
■ 特定用途に供される部分



注1

階段が2つある場合でも、間仕切り等により1つの階段しか利用できない場合

■点検報告の必要ないもの



注2

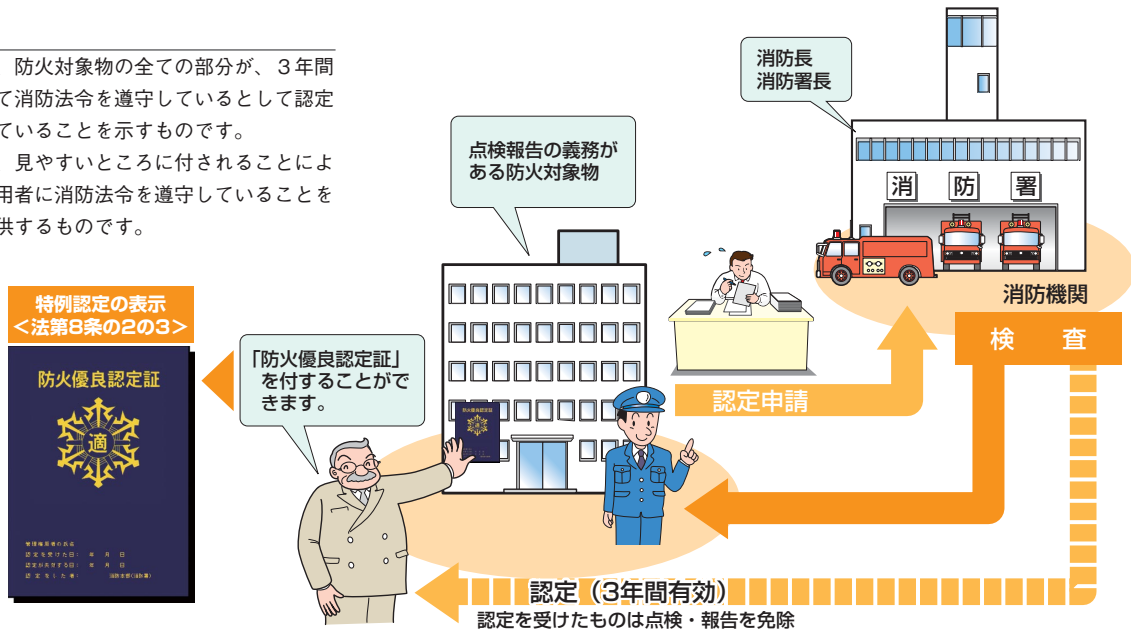
階段が1つしかない場合でも、その階段が屋外に設けられている場合

特例認定

1 特例認定制度の流れ

◆表示

- 表示は、防火対象物の全ての部分が、3年間継続して消防法令を遵守しているとして認定を受けていることを示すものです。
- 表示は、見やすいところに付されることにより、利用者に消防法令を遵守していることを情報提供するものです。



2 認定の要件

- ◆消防長又は消防署長は、検査の結果、消防法令の遵守状況が優良な場合、点検報告の義務を免除する防火対象物として認定します。

認定要件

消防機関は、消防法令に定められている次のような要件に該当するかを検査します。(以下の要件はその一部です。)

- 管理を開始してから3年以上経過していること。
- 過去3年以内に消防法令違反をしたことによる命令を受けていないこと。
- 過去3年以内に防火対象物点検報告が一年ごとにされていること。
- 防火管理者の選任及び消防計画の作成の届出がされていること。
- 消防訓練及び避難訓練を年2回以上実施し、あらかじめ消防機関に通報していること。
- 消防用設備等点検報告がされていること。

3 認定の失効

- ◆認定を受けてから3年が経過したとき
※失効前に新たに認定を受けることにより継続できます。
- ◆防火対象物の管理について権原を有する者が変わったとき

4 認定の取り消し

- ◆消防法令違反が発覚した場合、消防機関から認定を取り消されます。

メンテナンス/防火対象物定期点検報告制度について

大規模高層ビルの防災管理のために、防災管理点検報告が義務化されました。（平成21年6月1日施行）

防災管理定期点検報告

1 防災管理業務とは

◆防災管理対象物の全ての管理権原者は、一定の資格を有する者のうちから防災管理者を定め、消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施、その他防災管理上必要な業務を行わせることが義務づけられました（消防法第36条）。

2 防災管理業務が必要となる建物（消防法施行令第46条）

対象用途	規模
劇場等 (1項) 風俗営業店舗等 (2項)	①階数が11以上の防火対象物
飲食店等 (3項) 百貨店等 (4項)	延べ面積 1万㎡以上
ホテル等 (5項イ) 病院・社会福祉施設等 (6項)	②階数が5以上10以下の防火対象物
学校等 (7項) 図書館・博物館等 (8項)	延べ面積 2万㎡以上
公衆浴場等 (9項) 車両の停車場等 (10項)	③階数が4以下の防火対象物
神社・寺院等 (11項) 工場等 (12項)	延べ面積 5万㎡以上
駐車場等 (13項イ) その他の事業場等 (15項)	(階数は、地階を除く)
文化財である建築物 (17項)	延べ面積 1,000㎡以上
地下街 (16項の2)	延べ面積 1,000㎡以上

●共同住宅 (5項ロ)、格納庫等 (13項ロ)、倉庫 (14項) は含まれない。

規模（複合用途防火対象物（16項）における考え方）

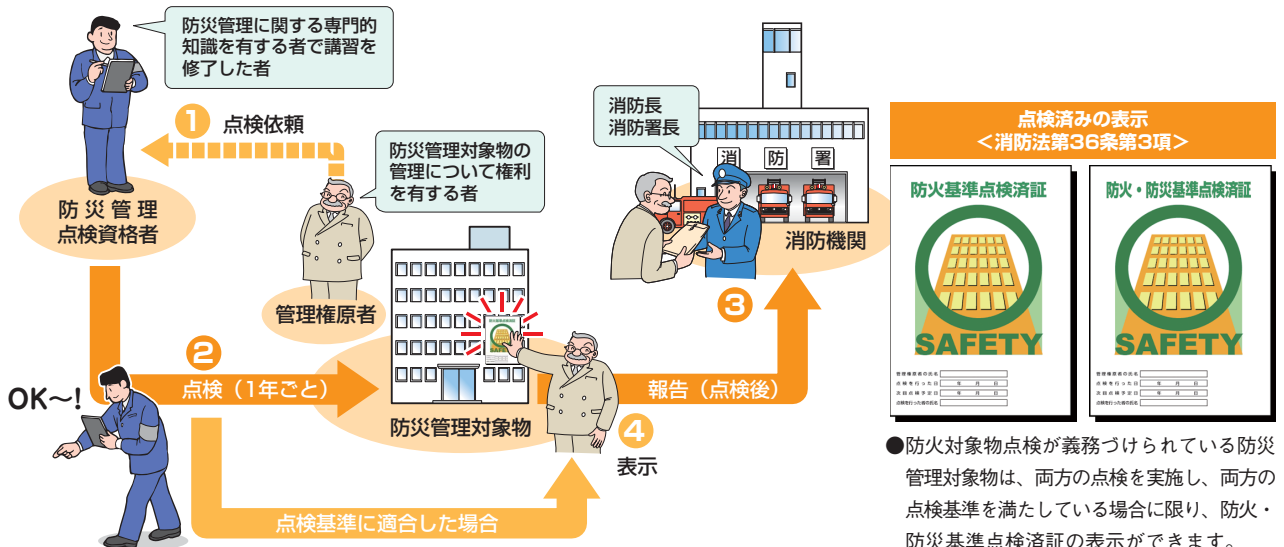
対象用途に供する部分の全部又は一部が…	対象用途に供する部分の床面積の合計が…
①11階以上の階にある防火対象物	1万㎡以上
②5階以上10階以下の階にある防火対象物	2万㎡以上
③4階以下の階にある防火対象物	5万㎡以上

(例)

●防災管理対象物全体が防災管理業務実施の対象になります。

3 防災管理定期点検報告とは

◆防災管理対象物の全ての管理権原者は、防災管理点検資格者に防災管理上必要な業務等について毎年1回定期的な点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられました（消防法第36条）。



4 防災管理点検資格者講習

◆防災管理点検資格者になるには、総務大臣の登録講習機関である一般財団法人日本消防設備安全センターが実施する「防災管理点検資格者講習」を受講し、免状の交付を受けることが必要です。

※受講資格、講習日程、受講申込方法については、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページ (<http://www.fesc.or.jp>) をご覧ください。